

令和 7 年 3 月 28 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代 表 03-5253-8111

コンテナを利用した建築物の基礎及び柱の脚部の構造方法の合理化（平成 12 年建設省告示第 1347 号及び平成 12 年建設省告示第 1456 号の一部改正）に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 7 年 1 月 28 日（火）から 2 月 26 日（水）までの期間において、コンテナを利用した建築物の基礎及び柱の脚部の構造方法の合理化（平成 12 年建設省告示第 1347 号及び平成 12 年建設省告示第 1456 号の一部改正）に関する意見募集を行いました。

上記告示案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○コンテナを利用した建築物の基礎及び柱の脚部の構造方法の合理化（平成 12 年建設省告示第 1347 号及び平成 12 年建設省告示第 1456 号の一部改正）に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※11 の個人・団体から合計 29 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※以下単に「法」とあるのは「建築基準法」を、「令」とあるのは「建築基準法施行令」を指しています。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
（１）ＣＬＴ告示の一部改正		
1	「コンテナその他これに類するものを利用した建築物」について、具体例や判断方法を示して欲しい。	「コンテナその他これに類するものを利用した建築物」は、災害があった場合に被災地に輸送して応急仮設建築物として使用するもの等、容易に移動可能な建築物を想定しています。 具体的な要件については、技術的助言等においてお示しする予定です。
2	平家建てのコンテナ等建築物の基礎は、当該コンテナ等建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、基礎ぐい、べた基礎及び布基礎以外の構造方法を採用することが出来るのか。	貴見のとおりです。
3	今回の改正により、基礎及び柱の脚部の構造方法の合理化の対象となるコンテナ等建築物は、平家建てといった階数制限以外に、構造種別、用途、高さ又は延べ床面積等の制限はあるのか。	今回合理化の対象となるコンテナ等建築物には、構造種別、用途、高さ及び延べ床面積等の制限はございません。 なお、従前より、構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた基礎は、基礎の構造方法の基準を適用しな

		いこととしています。
4	コンテナ等建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることの具体的な内容は、技術的助言ではなく告示で定めるべきではないか。	コンテナ等建築物の基礎や柱の脚部は様々な構造方法が想定され、それぞれ建築物の実態に応じて構造耐力上安全であることを確認する必要があります。例えば、比較的軽量の当該建築物の場合にあっては、風圧力によって建築物が転倒しないことを確認することが挙げられます。このようなことから、具体的な内容は技術的助言等においてお示しすることとしております。
5	「コンテナ等建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることを確かめること」は、構造計算が必要ということか。 迅速な対応が求められる災害時において、コンテナ等建築物を仮設建築物として被災地に建築する際に構造計算が必要となるのでは、災害時対応の妨げになるのではないか。	構造計算によらずに安全性を確認することは可能であり、その具体的な方法については、技術的助言等においてお示しする予定です。
6	「建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であること」は、設計者が検討した結果の図書を提出する必要があるのか。	確認申請が必要な場合に提出する設計図書については、建築物ごとの規模等に応じて異なります。 今回合理化の対象となる平家建てコンテナ等建築物についても、延べ面積が200平方メートル未満で、建築士の設計に係るものである場合（法第6条の4第1項第3号（令和7年4月1日以降の条文）に該当する場合）には、確認申請において法第20条（第1項第4号イに係る部分に限る。）に係る設計図書等の提出は不要です。その他の場合は、当該設計図書の提出が原則必要となります。
7	海上輸送用コンテナがコンテナ等建築物に多く利用されることが想定	貴見のとおりです。

	されるが、それ以外にも現在の市場にはコンテナハウスやユニットハウス等があり、その中には現行の平成 12 年建設省告示第 1456 号に規定する鉄骨造の柱の脚部の構造方法に適合していない仕様のものがある。 そのようなものも、今回の改正によって建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることを確かめた場合は、コンテナ建築物として利用することは可能か。	
8	コンテナは「建築物」に該当するのか。	原則として、随時かつ任意に移動できないコンテナは、その形態及び使用の実態に鑑みて法第 2 条第 1 号に規定する「建築物」に該当します。
9	コンテナ等建築物の主要構造部に利用する材料は、法第 37 条（建築材料の品質）及び令第 37 条（構造部材の耐久）の規定に適合したものが求められるという認識でよいか。	貴見のとおりです。今回、合理化を行う基準は、令第 38 条第 3 項及び第 66 条の基準であり、その他の規定に基づく基準については従来通り適合させる必要があります。
10	コンテナ等建築物において、令第 65 条及び令第 70 条の規定の適用を受ける「柱」に該当する部分はどの部分となるのか。	日本産業規格の一般貨物コンテナにおいては、「すみ柱」が柱に該当することになりますが、その他の鉛直方向の荷重を支持する部分についても、建築物の実態に応じて、柱に該当する部分を判断することとなります。 なお、令第 70 条の規定は、地階を除く階数が 3 以上の建築物に適用されるため、平家建てのコンテナ等建築物は当該規定の基準に適合させる必要はありません。
11	コンテナ等建築物の柱の脚部に、構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、「あと施工アンカー」を用いることは可能か。	可能です。
12	コンテナ等建築物を平時に設置する場所は災害リスクの少ない場所に	平家建てのコンテナ等建築物については、現行の基準によら

	すべきであり、そのような限られた場所を最大限有効活用するためにも、当該建築物を平家建てに限定するべきではない。	ずとも安全性を確保することが可能であると確かめられたため、今回の改正において基準を合理化するものです。
--	---	---